

東京圏からの移住支援金 提出物リスト

※東京圏での居住、勤務状況に応じて必要書類が複雑となる場合がございます。
不明な点がございましたらお問い合わせください。

① 申請書【様式 1】

② 本人確認書類

③ 北方町の世帯全員の住民票（本籍不要・世帯主と続柄必要）

④ 下記のいずれかを提出

起業の場合：岐阜県地域課題解決型創業支援金の交付決定通知書のコピー

就業の場合：就業先の就業証明書【様式 2 の 1】

テレワークの場合：就業先の就業証明書（テレワーク）【様式 2 の 2】

④ 下記のいずれかを提出（世帯用の申請の場合は除票は世帯全員分）

東京 23 区在住者だった場合

- ・交付対象要件の在住期間を満たしていることが確認できる住民票の除票（本籍不要・世帯主との続柄必要）

東京圏在住で東京 23 区へ通勤していた場合

- ・交付対象要件の在住期間を満たしていることが確認できる住民票の除票（本籍不要・世帯主との続柄必要）
- ・交付対象要件の通勤期間を満たしていることが確認できる証明書（様式自由ですが、申請者の氏名、住所、生年月日、雇用期間、雇用保険の加入状況、企業の所在地、代表者名、電話番号が必要です）
- ・東京 23 区の大学へ通学していたことが確認できる書類（東京 23 区への通勤期間が 5 年に満たない場合のみ）